

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

東京都中央区日本橋 1 丁目 4 番 1 号  
日本橋一丁目ビルディング 15 階  
株式会社シンプレクス・テクノロジー  
代表取締役社長 金子 英樹  
(コード番号: 4340 東証一部)  
アドミニストレーショングループ  
問い合わせ先 執行役員 澤田 正憲  
TEL 03-3278-6750 (代表)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、および、募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成21年6月21日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役の報酬等に該当いたします。取締役の報酬限度額は平成13年6月20日開催の第4期定時株主総会において月額10百万円以内とご承認いただき、また、取締役の業績連動賞与について平成19年6月17日開催の第10期定時株主総会においてご承認いただいておりますが、それとは別枠にて、取締役に対する報酬等として本新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 【当社の取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由】

本新株予約権は、当社取締役および従業員に対するインセンティブプランの位置づけです。本新株予約権を付与された当社取締役および当社従業員は、当社株式の価格が上昇することにより経済的利益を享受することができることとなります。そのため、本新株予約権の付与により、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主のベクトルと取締役および従業員のベクトルを一致させることが可能となります。このような背景の下、株主の利益を重視した経営を一層推進することを目的として、ストックオプションとして、当社の取締役および従業員に対し、無償で新株予約権を発行するものであります。

#### 【新株予約権割当の対象者】

当社の取締役および従業員

## 【取締役の報酬等としての説明】

本新株予約権は、全体の上限を18,000個としますが、そのうち、取締役に対する割当てにつきましては、取締役の報酬等として6,000個を上限として割り当てるものといたします。

取締役の報酬等の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、新株予約権の割当日において在任する当社の業務執行取締役（4名以内）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。新株予約権1個あたりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価および行使価額等を用いてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価に基づくものといたします。

（参考情報）

上記公正価額は、新株予約権の割当日に決せられます。なお、平成21年1月16日に付与した第7回新株予約権の公正価額は、1個当たり6,297円であり、これを前提とした場合、上記取締役の報酬等は、合計で37百万円となります。

## 【新株予約権発行の要領】

### 1. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式18,000株を上限とする。このうち、取締役4名に対しては、当社普通株式6,000株を上限とする。ただし、下記2.により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

### 2. 発行する新株予約権の総数

18,000個を上限とする（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株）。このうち、取締役4名に対しては、6,000個を上限とする。

(1) 本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 決議日以降、合併等により当社が存続しなくなった場合、新株式の株主割当を行う場合、時価を下回る価格での新株発行を行う場合、その他付与株数を調整すべき事由が生じた場合には、株数を適切に調整するものとする。

(3) 決議日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数について当社は必要と認める調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

### 4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（終値のない日を除く。1円未満の端数は切り上げる。）、または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

- (1) 割当日以降、株式の分割または併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) また上記のほか、割当日以降、新株式の株主割当、時価を下回る価格での新株発行、その他行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、かかる事由の株価に対する影響を勘案して行使価額を適切に調整するものとする。
- (3) さらに、割当日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。
- (4) また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) ただし、新株予約権の行使による場合は行使価額の調整は行わない。

### 5. 新株予約権の権利行使期間

割当日から3年を経過した日の翌日～平成31年6月20日

### 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使期間別の行使可能数を以下のとおりとする。権利者は、付与された新株予約権を、次の各号に掲げる期間の区分に従い、既に行使した新株予約権を含めて当該各

号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利者が行使することができる新株予約権の数が1の整数倍でないときには、1の整数倍に切り上げた数とする。

- ① 起算日から1年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の2に達するまで権利を行使することができる。
- ② 起算日から2年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の4に達するまで権利を行使することができる。
- ③ 起算日から3年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の6に達するまで権利を行使することができる。
- ④ 起算日から4年を経過した日までは、権利を付与された数の10分の8に達するまで権利を行使することができる。
- ⑤ 起算日から4年を経過した日から、平成31年6月20日までは、権利を付与された数のすべてについて権利を行使することができる。

(注1) 前項において「起算日」とは、割当日から3年を経過した日の翌日とする。

(注2) 割当日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株式数を算出する。

- (2) 新株予約権の全部または一部につき、取締役会の承認を得た場合を除いて、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。
- (3) 権利者が会社または関係会社を退職し、取締役、監査役および従業員でなくなった場合、取締役会が行使を認めたときを除いて、その新株予約権を行使することができない。ただし、いずれの場合も当社取締役会において決定する条件によるものとする。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

#### 7. 新株予約権の取得、消却事由及び条件

- (1) 権利者が権利行使前に6.(3)により、新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- (3) その他当社と新株予約権の対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定められた条件に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。

#### 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に

#### 関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 9. 割当日など

新株予約権の割当日、その他細目事項は、取締役会決議により決定するものとする。

(注) 新株予約権の具体的な発行および割り当ての内容は、上記について平成21年6月21日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上